

独立した第三者保証報告書

2025年3月10日

株式会社治京製作所

代表取締役社長 清家 邦博 殿

株式会社 E S G コンサルティング
大阪市北区芝田一丁目 1 番 4 号

代表取締役

佐 将 人

当社は、株式会社治京製作所（以下、「会社」という。）からの委嘱に基づき、会社が作成した温室効果ガス排出量報告書2024（以下、「GHG報告書」という。）に記載されている2023年10月1日から2024年9月30日までを対象とした環境パフォーマンス指標（以下、「指標」という。）に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告規準（以下、「会社の定める規準」という。GHG報告書に記載。）に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及びISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてGHG報告書上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- GHG報告書の作成・開示方針についての質問及び会社の定める規準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める規準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した国内 1 抱点における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、GHG報告書に記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める規準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客觀性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質マネジメント基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準並びに適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、品質マネジメントシステムを整備及び運用している。

以上

2025年3月10日
株式会社治京製作所

温室効果ガス排出量報告書 2024

この度、株式会社治京製作所（代表取締役社長 清家邦博）では、カーボンニュートラル社会の実現に貢献すべく、自社の温室効果ガス排出量を算定し、2030年に向けた削減目標を設定いたしました（2023年度比▲15.0%）。

なお、排出量データにつきましては、信頼性確保の観点から、株式会社ESGコンサルティングによる第三者保証を受けています。

記

温室効果ガス	2023年度	構成比率
Scope1	3.64t-CO ₂	0.6%
Scope2※	615.95t-CO ₂	99.4%
合計	619.59t-CO ₂	100.0%

※マーケット基準にて算定

【排出量に関する補足説明】

算定対象期間 2023年10月1日～2024年9月30日（2023年度）

算定対象範囲 株式会社治京製作所 本社・高槻工場および寝屋川工場

算定方法・排出係数 エネルギー起源並びに非エネルギー起源GHG排出量について、環境省・経済産業省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver5.0）」に基づき算定。排出係数は環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」（令和5年12月12日更新（令和6年7月11日p.19を一部修正））を用いて算定し、Scope2（マーケット基準）は環境省・経済産業省「電気事業者別排出係数一覧 令和6年提出用」（令和6年7月19日一部追加・修正）の調整後排出係数を用いて算定。

「環境の保全に努め、環境と調和し、当社の企業活動と環境の共存を目指す」という基本理念の下、引き続き温室効果ガス排出量の削減に取り組んでまいります。

以上